

今年度最後の集団検診によるがん検診（胃・肺・大腸・子宮・乳）を令和2年3月2日（月）にさくら館で実施します。※時間枠ごとに定員があるため、予約状況によっては希望

**今年度最後の
集団検診**

照会先 総務防災課
☎8519561

箱根町賀詞交換会
湯本富士屋ホテルにて開催
日時 令和2年1月7日（火）10時～
場所 湯本富士屋ホテルコンベンションホール「箱根」
会費 2,000円
申込期間 12月1日（日）～13日（金）
申込方法 会費を添えて総務防災課または出張所へお申し込みください。
※当日は、本町発展のために尽力された方や善行・徳行のあった方々の表彰を行う予定です。
※ご参加の際は、できるだけ公共交通機関を利用してください。
照会先 総務防災課
☎8519561

毎日子育てに奮闘する中、子どもと接していると、どんな熱気が増して、つい大きな声を出したくなる場面があるのではないかと思います。これからの子育てについて考えようとしていただいている方や今

**「怒鳴らない子育て」
講座**

照会先 さくら館
☎8510800

の時間帯で受診できない場合があります。
申込受付期間 令和2年1月6日（月）～2月21日（金）までになります。（定員になり次第受け付け終了となりますので、予めご了承ください）
申込方法 直接または電話で申し込んでください。
注意事項 前年度に集団検診を受診した方も予約が必要です。また、受診の際は必ず受診券を持参してください。
※集団検診を受けた方は、医療機関との重複受診はできません。がんの早期発見のために、年に1度はがん検診を受診し、自分自身の健康状態を確認しましょう。
照会先 さくら館
☎8510800



照会先 子育て支援課
☎8519595

悩みの真つ最中の方も、子どもとのコミュニケーションのとり方やほめ方などを一緒に練習してみませんか。
日時
第1回 令和2年1月16日（木）
第2回 令和2年1月17日（金）
第3回 令和2年1月23日（木）
第4回 令和2年1月24日（金）
10時～11時30分
場所 役場分庁舎4階第7会議室
対象 町内在住の6歳までの子どもがいる方
※原則全4回参加できる方
定員 6人
※定員になり次第、締め切らせていただきます。
※託児を希望の方は、申込時に相談してください。
申込期間 12月10日（火）～23日（月）
照会先 子育て支援課
☎8519595

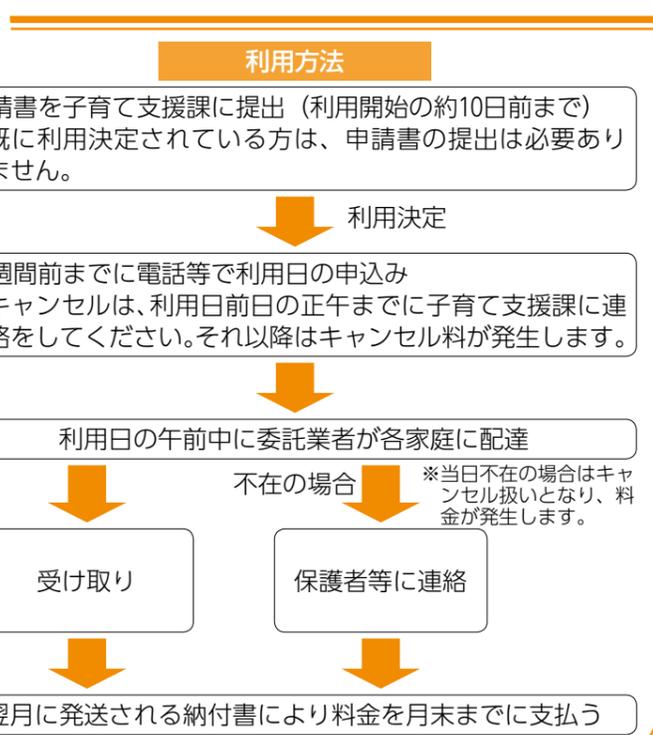
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組みについて（第2回）

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組みについて、事前キャンプ、ホストタウンの登録状況などを11月号で紹介しましたが、今回は、3か国の中から、「エリトリア」の紹介をします。
○国の概要 北東アフリカの紅海南部に位置しており、人口は約500万人、面積は北海道と九州を併せた広さと同様です。気候は、乾燥気候です。多くの珍しい植物、哺乳類、爬虫類、鳥類及び海洋生物に恵まれています。「雲の上の島」と呼ばれる標高2600mの首都アスマラから、紅海に面した港町マッサワまでの「2時間で3つの季節」と言われる特徴的な風土も魅力です。
○実績 2000年シドニー大会以降の夏季大会に毎回出場し、陸上競技を中心に29名を派遣しています。2004年アテネ大会では、ゼルセナイ・タデッセ選手が陸上男子1万メートルで銅メダルを獲得しました。
○出場予定競技種目 陸上競技・自転車競技
○国民に愛されているスポーツ 陸上競技とともに、ロードレース（自転車競技）が非常に盛んで、国民の間で愛されているスポーツの一つです。
○伝統料理 農業国で豊かな食文化を誇り、主食の「インジェラ」は、テフというこの地方特有の雑穀から作った大きなクレープで、その上に伝統料理のツアビイ（香辛料のきいたシチューに似た食べ物）をのせて家族皆で食べます。その他に蜂蜜酒や、地ビールに地ワインなどが楽しめます。
来年7月頃に予定する選手との交流を楽しみにしてください。
照会先 企画課 ☎8519560

11月22日に、箱根町・箱根町社会福祉協議会・小田原青年会議所の3者で「災害時における相互協力に関する協定」の締結を行いました。
この協定の締結により、災害発生後の3者間での情報共有や災害ボランティアセンターの迅速な設置・運営が図られるほか、平常時における連携体制の確立がなされ、町内の防災力が向上することになります。

**こども宅食サービス
実施します**

冬休み平日（12月28日（土）～1月5日（日）を除く）に家庭や昼間就労等の事情で子どもの見守りを必要としている家庭に食事を届ける子育て支援サービスです。
対象者 離乳食完了後の幼児から中学生まで
負担額 650円
※児童扶養手当の全額受給世帯や養育支援訪問の対象となる世帯については無料です。
照会先 子育て支援課 ☎85-9595



明日からできる備蓄法『ローリングストック法』

「災害発生時、万が一のために備蓄していた食料が賞味期限切れで使えなかった。」ということや、「備蓄の必要性は感じているが、実際に備蓄するのは難しい」という方のために、明日からご自宅ですることができる備蓄法、『ローリングストック法』について紹介します。
『ローリングストック法』とは、備蓄している食料を普段の食事を使いながら、消費した分を買い足す方法です。
日ごろから食べて、買い足すことで、短い期間で新しいものに入れ替わります。3年・5年といった長期間保存しなくていいのが、ローリングストック法の特徴です。

備える → **食べる** → **買い足す**